

●香川県告示第297号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定による申立てがあったので、同法第34条の3の規定に基づき次のとおり告示する。

平成23年7月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道11号改築工事（大内白鳥バイパス・香川県東かがわ市白鳥字城泉地内から同市西村地内まで）並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

3 手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中並びに湊字山下地内

(2) 使用の手続が開始される土地

香川県東かがわ市白鳥字城泉及び字田中並びに湊字山下地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

香川県東かがわ市役所引田庁舎